



第94回 地域支え合い研究会

成年後見制度利用促進と、 中核機関の現状について

講師：石井 信行 氏 至誠法律事務所 所長
栃木県弁護士会 前会長

【概要】 成年後見制度は2000年4月1日に開始され、2016年5月には、成年後見制度の利用を促進するために成年後見制度利用促進法が施行されました。この法律により、市町村は、成年後見制度利用促進のための中核機関を設立することになりました。中核機関は、成年後見制度を必要とする方が安心して制度を利用できるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関であり、宇都宮市では、宇都宮市成年後見支援センターが2023年10月に開設されております。

超高齢化社会において必要不可欠な成年後見制度や成年後見制度利用促進及び中核機関の内容や現状について考えていきたいと思います。

日時 2025年 9月13日(土) 午後6時より

場所 西原地域コミュニティセンター 2階

宇都宮市西原2-5-42 (西原小学校敷地内)

会費 300円

主催 地域支え合い研究会

後援 西原地区連合自治会、西原地区社会福祉協議会

申込み 申込フォームまたはFax(028-638-2177)

お問合せメール sasaeikenkyukai@gmail.com

参加申込フォーム



第94回 地域支え合い研究会 参加申込み

氏名	連絡の取れる連絡先 電話 携帯	所属 (自治会・団体・会社等)
住所	メールアドレス	
参加の動機	会場参加 ・ ZOOM参加 (後日URLをお知らせします)	